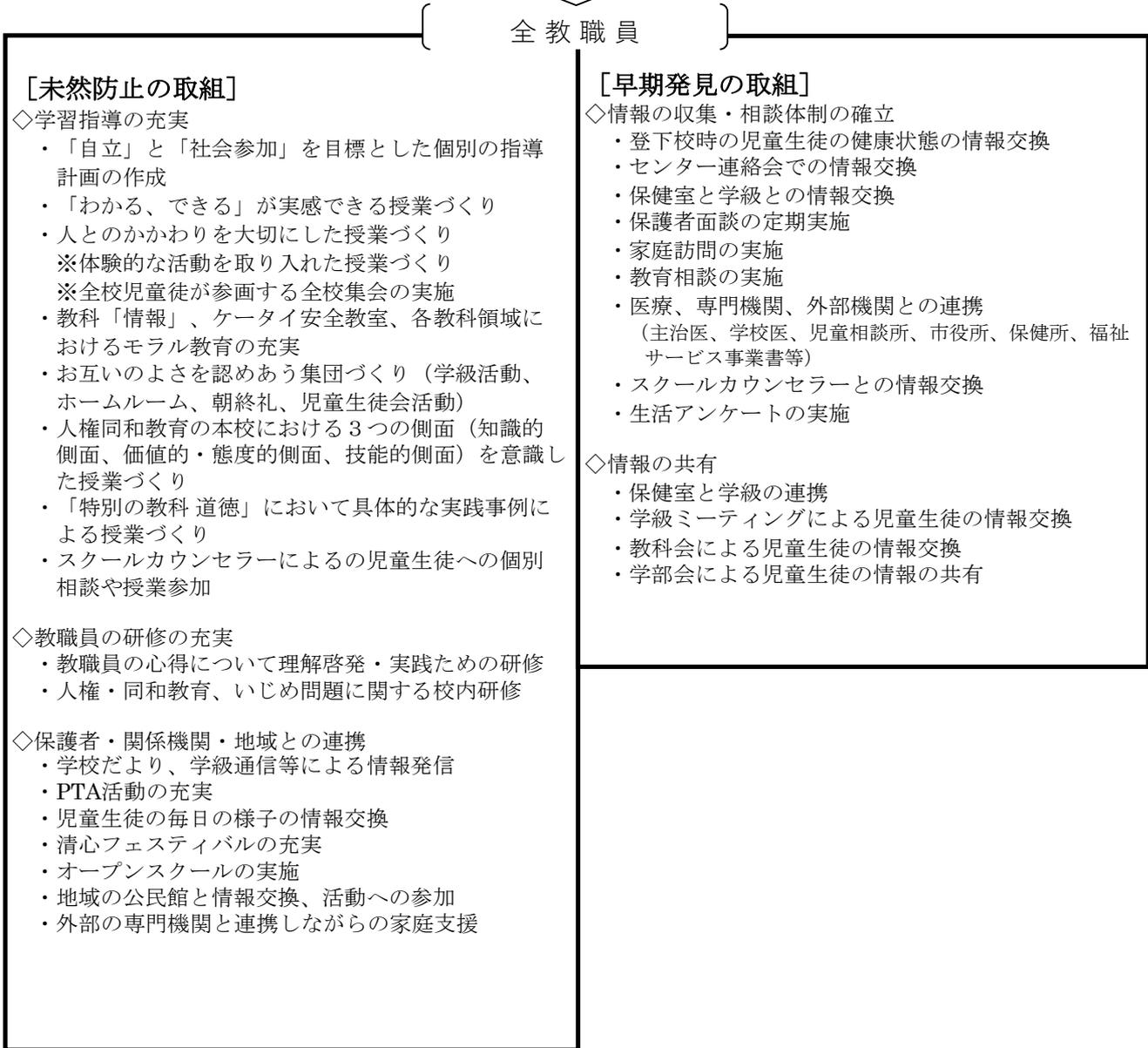
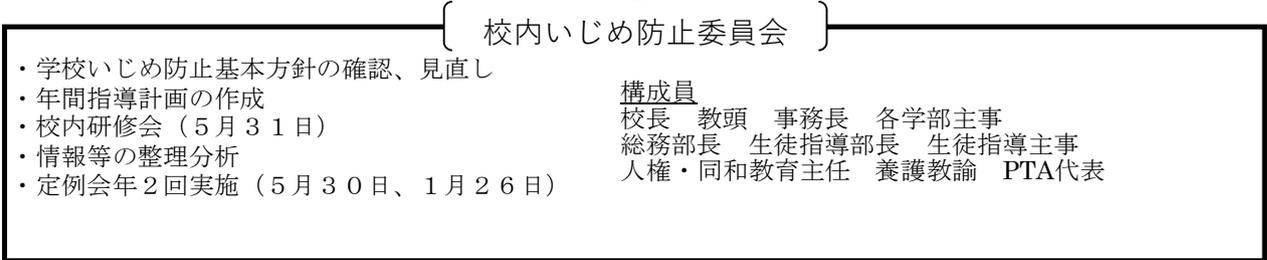
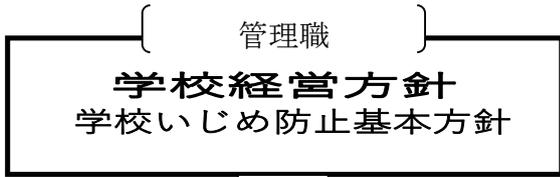


年間行動計画

別紙1

	職員会議等	防止対策	早期発見
4月	・人権・同和教育研修会(年間目標設定)	・学部集会(各学部)	・個別の指導計画(自立・社会参加)
5月			
6月	・校内いじめ防止委員会(5/30) (指針方針・年間指導計画) ・生徒指導に係わる研修(5/31)	・学級ミーティングなど (3つの機能についての話し合い)	
7月		・学部集会(各学部) ・生活アンケート(児童生徒)	・家庭訪問(教務部・各学級 必要に応じて) ・保護者面談(教務部・各学級)
8月	事案発生時、緊急対応会議の開催	○学部・学級の集団づくり ○授業づくり ○学級ミーティング ○(教職員の心得)への理解・啓発	
9月		・全校集会(生徒指導部)	○学級ミーティング・学部会(児童生徒の情報交換) ○センター連絡会・保健室との連携 ○保護者との情報交換・教育相談・カウンセリング(スクールカウンセラー)
10月			
11月		・全校集会(生徒指導部) ・清心フェスティバル(生徒指導部) ・生活アンケート(児童生徒)	
12月		・学部集会(各学部) ・学級ミーティング (3つの機能についてふりかえり)	・生活アンケート(保護者)
1月	・校内いじめ防止委員会(1/26) (本年度のまとめ・来年度の議題検討)		
2月	・学校評価 (いじめ防止への取組について)	・全校集会(生徒指導部)	・保護者面談(教務部・各学級)
3月			
		学級活動、HR(各学級) 個人面談(各学級) 社会体験、交流体験(各学部、各学級)	個人面談(各学級)



緊急時の組織的対応

別紙3

いじめの発見

観察・アンケート・相談・周囲の情報（疑われる情報、人間関係に関する悩みを含む）

情報を得た教職員の報告

保護者からの訴え

直ちに家庭訪問するなど誠実に対応

いじめは必ず報告！！

担任・学年主任・学部主事 → 教頭 → 校長

生徒指導部長・生徒指導主事 → 対策委員会の招集

いじめ対策委員会

情報集約（記録・整理）
共通理解

調査の方針・役割分担の決定

適時連絡 ※明らかになった事実、経緯を正確に伝える

保護者

県教育委員会

報告・支援（特別支援教育課、こども安全支援室）

※**重大事態** 疑いも含めて早急に県教委に相談・報

事実確認

- 過去の状況の確認（面談、アンケート等）
- 事実の聞き取り（児童生徒への聞き取りは一斉）

被害児童生徒・加害児童生徒・周囲の児童生徒・保護者

連携

いじめ対策委員会

報告・事実関係の把握
いじめかどうかの判断

調査の方針・役割分担の決定

適時連絡 ※明らかになった事実、経緯を正確に伝える

保護者

県教育委員会

報告・支援（特別支援教育課、こども安全支援室）

※**全教職員の情報共有** 職員会議等での報告

いじめ解消に向けた対応

被害児童生徒への支援

- 安全・安心の確保
- 心のケア
- 活動の場の保証
- 今後の対策を共に考える

加害児童生徒への指導・支援

- 事実確認
- 背景、要因の理解
- 相手の苦痛を理解
- ※場合によって出席停止、懲戒

関係集団への対応

- 自分の問題としての捉え
- 望ましい人間関係づくり
- 自己有用感のある集団づくり

被害児童生徒保護者への対応

- 親身になって話を聞く
- 苦痛に対する理解
- 親子のコミュニケーションなどの協力を求める

加害児童生徒保護者への対応

- 情報交換
- 児童生徒や保護者の心情に配慮
- 行動が変容するよう協力を要請する

※保護者へは複数で対応

解消に向けた継続指導

外部専門家、関係機関との緊密な連携
いじめの解消・再発に向けた対応

経過観察

再発防止

事態収束の判断

- いじめの行為が少なくとも3ヶ月止んでいる
- 心身の苦痛を感じていない

新たな未然防止の取組（P D C Aサイクルで検証）

外部専門家・関係機関